

マイナンバーカードオンライン申請補助端末  
(マイナ・アシスト2) 貸貸借

端末機器等仕様書

令和7年11月  
奈良市 市民部  
市民課

## 1. 目的

現在、マイナンバーカードは広く普及し、初めてマイナンバーカードを作成する際の申請に加えて、マイナンバーカード作成から5回目や10回目の誕生日を迎え、更新する際の申請についても多く窓口受付を行っている。そこで、現状に引き続き、マイナンバーカードのオンライン申請（申請書IDの読み取りから顔写真の撮影、申請内容の確認、申請まで）をタブレット一台で完結できる、マイナアシスト2を活用する。本仕様書では、導入する端末機器等の仕様や設定作業の内容等を定める。

## 2. 品名

マイナンバーカードオンライン申請補助端末（マイナ・アシスト2）

## 3. 数量

6セット

## 4. 構成

- (1) DNP マイナンバーカードオンライン申請補助端末マイナ・アシスト2（以下、マイナ・アシスト2）  
の専用タブレット端末（以下、タブレットPC）  
※エプソン社製 EPSON Endeavor JT70 同等品以上
- (2) マイナ・アシスト2専用アプリケーション（以下、専用アプリケーション）
- (3) マイナ・アシスト2定期保守（3年間）

## 5. 仕様

### 5.1 機器（専用タブレットPC）

- ① OS : Windows 10 IoT Enterprise 2021 LTSC 以上
- ② CPU : Intel Pentium N6415 以上
- ③ インターフェース : USB3.0×2 (Type-C×1 /Type-A×1) 以上

### 5.2 専用アプリケーション機能

- ① タブレットPCに搭載でき、マイナンバーカードの申請補助が可能であること。
- ② マイナンバーカード申請時は、地方自治体からサービス提供事業者へデータ伝送後、サービス提供事業者から申請受付事業者（J-LIS）へのデータ伝送は申請受付事業者指定の方式／仕様で送付すること。
- ③ タブレット端末からサービス提供事業者のサーバーデータを送付する際は、データを暗号化すること。
- ④ タブレットPC内蔵のカメラで、個人番号カード交付申請書に記載されたQRコードを読み取り申請書IDの自動入力ができること。
- ⑤ 前記、QRコードの読み取りができない場合には、個人番号カード交付申請書に記載された申請書IDをソフトウェアテンキー表示し、手入力できること。
- ⑥ 申請書IDから自治体コードを読み取り、あらかじめ設定した自治体コードが一致するか比較し、異なる場合には、画面で知らせること。
- ⑦ 利用規約（同意文書）は任意の文章が挿入でき、修正可能な機能を有すること。また、利用

規約書はサポート専用サイトからダウンロードすることで容易に挿入可能な機能を有すること。

- ⑧ タブレット PC 内蔵のカメラで顔画像を撮影する機能を有し、画面表示の枠線に顔位置を合わせることで容易に適正な顔画像の撮影ができる機能を有すること。
- ⑨ シャッターを切る際は、直前／際中／直後がわかるように、音声で把握できること。
- ⑩ 顔画像を撮影後に何度でも再撮影可能な機能を有すること。
- ⑪ 顔写真撮影後、彩度、明度、傾き補正を任意で修正可能な機能を有すること。
- ⑫ 署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書希望の有無を選択できる機能を有し、その情報を申請受付事業者（J-LIS）のサーバーに送信することができる機能を有すること。（15 歳未満、成年被後見人除く）
- ⑬ 氏名の点字表記希望の有無を選択できる機能を有し、その情報を申請受付事業者（J-LIS）のサーバーに送信することができる機能を有すること。（点字表記内容は交付申請書に準ずる）
- ⑭ 申請内容を送信前に顔画像及び署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書、氏名の点字表記希望の有無を申請者が容易に確認できる機能を有し、そのデータを任意のプリンターで印刷できる機能を有すること。
- ⑮ 申請処理開始直前にサーバー認証を行う機能を有し、認証できなければエラーとして画面上に表示させ申請しない機能を有すること。
- ⑯ 担当者ごとにアカウントおよびパスワードの設定が行える機能を有すること。
- ⑰ 過去一週間分の申請完了件数が容易に確認できる機能を有すること。また、当日の申請完了件数は TOP 画面で確認できること。

## 6 保守

### （1）保守サポート

- ア 保守は、賃貸借の満期までメーカーのマイナ・アシスト2保守サポートを付けること。
- イ 修理に伴う機器の搬出送料等の費用は、受注者で負担するものとする。
- ウ 操作説明、故障の問い合わせ、設置の際の設定等、すべての問い合わせに対応すること。
- エ 対応時間は9時から18時（土日祝日、12月28日～1月4日を除く）とする。

### （2）保証対応範囲

本製品の取扱説明書に従った正常な使用状態で、保証期間中において故障や不具合が発生した場合、保守の対象とする。ただし、契約期間内でも、下記事項に該当する場合は有償とする。

- ア 使用上の誤り、または不適切な扱いによる使用に伴う故障および損傷
- イ 不当な修理や改造を行った場合
- ウ 納品後の輸送、落下、水没、水濡れ等による故障および損傷
- エ 火災、地震、異常電圧およびその他の天変地異に起因する故障および損傷
- オ バッテリー等の消耗品の交換

## 7 賃貸借期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日

## 8 納入期限

令和8年1月30日（金）

## 9 設定／設置

- （1） 受注者は発注者指定の場所へ納入期限までに納入すること。
- （2） 受注者は発注者が実施しなければならない設定を除くすべての設定を行った上で納入すること。

## 10 特記事項

- （1） 納入後の動作環境の確認は発注者にて行うこととし、受注者は、必要に応じて電話等にてサポートを行うこと。
- （2） 賃貸借料には、納入経費、システム保守料等、本件に係るすべての経費を含むものとする。
- （3） 導入する製品及びすべての付属品は、中古品であってはならない。
- （4） 本仕様書に記載されていない事項は、別途指示する。